

【感染救済給付用】

未支給の救済給付 請求の手続き

書類の書き方やご不明な点は、下記の救済制度相談窓口までお問い合わせください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
感染等被害救済制度相談窓口

お問い合わせ先：0120-149-931

未支給の救済給付について

未支給の救済給付は、次の場合に受給しないで死亡した方（以下、「支給前死亡者」とします）の死亡の当時、その方と生計を同じくしていた遺族のうち最優先順位の方が請求できます。

1. 請求できる方が請求前に死亡した場合

（この場合、障害年金、障害児養育年金、遺族年金についての未支給の救済給付はありません）

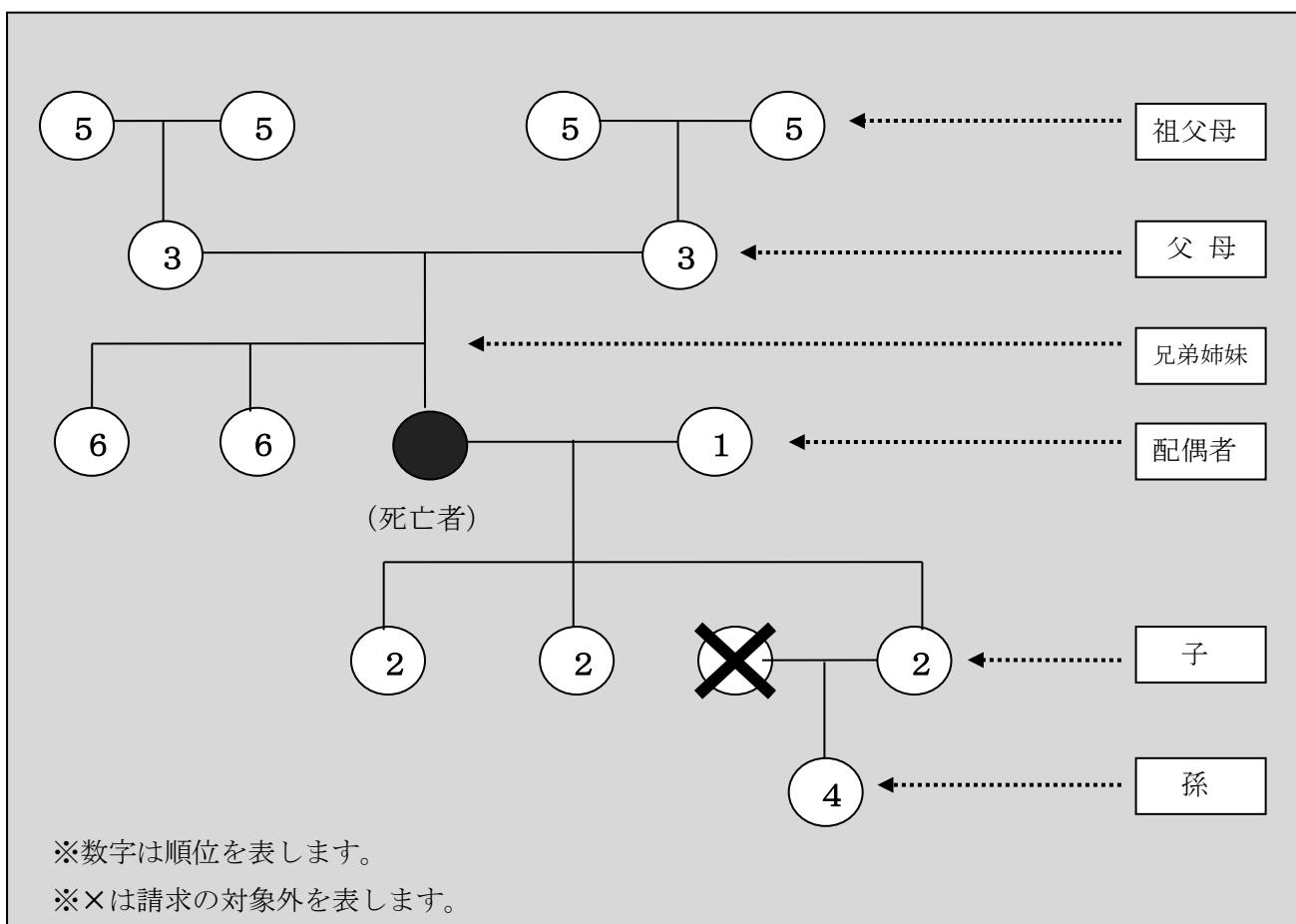
2. 請求中に死亡した場合

3. 支給決定後に死亡した場合

（※）生物由来製品とは、人その他の生物（植物を除く）に由来するものを原料又は材料として製造される医薬品や医療機器などのうち、保健衛生上特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定するものです。

医薬品では輸血用血液製剤やワクチンなど、医療機器ではブタ心臓弁やヘパリンを塗布したカテーテルなど様々な種類のものが指定されています。

【未支給の救済給付を請求できる遺族の範囲及び順位】



①配偶者（届け出はしていないが、支給前死亡者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順です。

未支給の救済給付を受けることができる同順位者が二人以上いるときは、その一人がした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなされ、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものと見なされます。

請求手続

「請求書」に必要事項を記入のうえ、「戸籍謄本」等を添え、郵送にてご提出ください。（書類の受付窓口は設置していないため、必ず郵便等で送付してください。）

請求期限

1. 支給前死亡者が救済給付の請求をしていなかった場合

(1) 医療費

医療費の支給の対象となる費用の支払いを行った時から5年以内です。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

(2) 医療手当

医療が行われた月の翌月の初日から5年以内です。ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

(3) 遺族一時金、葬祭料

生物由来製品等を介した感染等によるものとみられる疾病（以下、「感染等による疾病」とします）により死亡した日の翌日から5年以内です。

ただし、死亡の原因となったとみられる生物由来製品等を介した感染等による疾病又は障害について、既にPMDAから医療費、医療手当、障害年金又は障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡の日の翌日から2年以内です。

また、正当な理由があるときは、この限りではありません。

2. 支給前死亡者が救済給付の請求をしており、支給決定済の場合

(1) 医療費、医療手当、遺族一時金、葬祭料

①と②のいずれか早い方となります。

①未支給請求者が請求できることを知った時から5年以内です。

②支給前死亡者に対して支給決定があった日の翌日から10年以内です。

(2) 障害年金、障害児養育年金、遺族年金

①と②のいずれか早い方となります。

①未支給請求者が請求できることを知った時から5年以内です。

②支給前死亡者に対して支給決定があった救済給付の支払い月の翌月の初日から10年以内です。

提出書類

□感染救済給付用「未支給の救済給付請求書」(様式 17-2)

□「死亡診断書」写し又は「死体検査書」写し等

□「戸籍謄本」等

□請求しようとする種別の請求書類

請求できる方が請求前に死亡した場合は、医療費・医療手当、遺族一時金、葬祭料のみとなります。

PMDA ホームページから様式をダウンロードし入力することで書類を作成することができます。是非ご活用ください。

感染救済 請求書類 で 検索 してください。

提出にあたっての注意事項・補足説明

□全般的な事項

▶書類は返却いたしませんのでコピーをお取りください。

□「未支給の救済給付請求書」

▶請求者が 18 歳未満の方である場合は、請求者名の他に親権者又は後見人が請求に同意する旨を記載し、記名してください。

□「死亡診断書」写し又は「死体検査書」写し等

▶死亡者の死亡の経緯等を確認するために必要となります。

□「戸籍謄本」等

▶請求者と死亡者との身分関係を確認するために必要となります。

▶遺族年金もしくは遺族一時金と同時に請求する際は、その分も含めて 1 部の提出で結構です。

□請求者と死亡者の生計同一を証明する書類等

▶請求者と死亡者が同一世帯でなかった場合は、請求者の「世帯住民票」、死亡者の「世帯住民票」及び「除票」、生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の説得力のある第三者による証明書、生計を同一にしていたことの証拠書類（生活費の一部負担を証明する銀行口座引落関係書類等）、生計同一を主張する根拠となる生活の実態を記載した申立書を提出してください。

▶住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一である場合は、請求者の「世帯住民票」、死亡者の「世帯住民票」及び「除票」、別世帯となっていることについての理由書を提出してください。

▶請求者と死亡者が同一世帯であった場合で、他に世帯を異にし、生計も同一にしていなかったが住所が住民票上同一であった方がいた場合は、上記に準じて、請求者や死亡者の「世帯住民票」や「除票」、別世帯となっていることについての理由書を提出してください。

※請求者や死亡者の「住民票」や「除票」については、その一部の情報について P M D A にて住民基本台帳上の情報から確認しますので、原則ご提出不要です。ただし、上記の例のように、世帯住民票に記載されている方を特定する必要があるような場合は「世帯住民票」や「除票」をご提出いただく場合もございます。

- ▶ 遺族年金もしくは遺族一時金と同時に請求する際は、その分も含めて 1 部の提出で結構です。

□請求しようとする種別の請求書類

- ▶ 上記書類のほか、死亡者が救済給付の請求をしていなかった場合（医療費・医療手当、遺族一時金、葬祭料のみ）に、必要となります。必要書類は、該当する種別の手引きにてご確認ください。

□その他

- ▶ 請求者が支給前死亡者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合には、その事実を証明する書類の提出が必要となります（内縁関係にあった請求者と支給前死亡者双方の父母・祖父母、媒酌人若しくは民生委員等による証明書又は内縁関係にあったことが分かる手紙等）。
- ▶ 同居はしていないが、生計を同じくしていた等の事情がある場合には、P M D A までご連絡ください。

決定・支給

- ▶ P M D A は、厚生労働大臣へ請求に係る疾病、障害又は死亡が生物由来製品等を介した感染等によるものであるか否かなどについて判定の申出を行い、その判定結果をもとに支給の可否を決定し、「決定通知書」として書面で通知します。
- ▶ 未支給の救済給付の支給は、請求者本人名義の口座に振り込みます。「決定通知書」に同封する「受給者銀行口座届」により届け出させていただきます。

給付額

救済給付の種類に応じて、それぞれ未支給となっていた額が支給されます。

その他

- ▶ 救済給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したり、又は差し押さえたりすることはできません。
- ▶ 支給された救済給付は、課税の対象とはなりません。
- ▶ 決定内容に不服がある場合には、厚生労働大臣に対し、審査を申し立てることができます。また、申立てにより意見陳述することができます。
- ▶ 請求者がお亡くなりになった場合は、P M D A までご連絡ください。請求者や振込口座の変更等、別途手続きが必要となります。

提出先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）

健康被害救済部給付課 感染給付係

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

T E L 0120-149-931 （初回請求の方はこちらの救済制度相談窓口へご相談ください）

03-3506-9413 受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時30分～12時、13時～17時

※必ず郵送等で提出してください。

救済制度について

PMDA ホームページで救済制度の仕組み、請求手続、請求書類ダウンロード等のご案内をしております。

詳しくは **感染 救済** または **PMDA** で **検索** してください。